

平成 21 年 8 月 1 1 日



マニフェストご担当者 様

全国伝統薬連絡協議会

会長 井原 正登

伝統薬の電話等による通信販売継続のための法令整備について (要望)

私ども全国伝統薬連絡協議会は、古くから伝統薬を製造販売する企業で構成し、主に電話による通信販売を行う企業により、昨年 10 月 11 日に発足した全国組織です。現在の加盟企業は、全国 19 都府県にある 43 社で、その設立目的は、伝統薬の存続と健全な発展です。

日本における伝統薬の歴史は古く、飛鳥時代を起源とする薬や江戸時代に創業された薬屋などが、明治、大正、昭和を経て今日に至り、日本の伝統薬として、永年に渡り全国各地の皆さんに愛用されてきました。

現在、日本には、伝統薬を製造・販売する業者が約 150～200 社存在すると言われており、これらの業者からは、全国の数十万人の皆さんに伝統薬として供給され、病気の治療や健康回復に多大な貢献をしています。

また、全国の伝統薬業者においては、自社製品を知り尽くした薬剤師が常駐して、服薬の方法、効能効果、副作用等を詳細に説明するなど情報を十分に提供しながら、病気の治療などで伝統薬を求めている皆さんに、郵便等による方法により販売してきました。しかも、これまで利用者からの重大な健康被害等も報告されておらず、通常の店舗で行う対面販売と比較しても遜色のない販売形態であると考えています。

しかし、平成 18 年の薬事法の改正に伴って、段階ごとに改正省令が公布され、平成 21 年 2 月 6 日に公布された薬事法施行規則の一部を改正する省令においては、これまで行ってきた医薬品の通信販売（郵便等販売）が、整腸薬等の第三類医薬品のみ限定され、生薬製剤等を主原料とする私ども伝統薬は第二類医薬品に分類されたことから、郵便等販売そのものができなくなりました。

医薬品の購入を通信販売に頼って来られた方々からは、国に対して、規制反対の意見が多数寄せられていたことから、同改正省令の再検討がなされ、急場の経過措置として、一部の購入者を救済するための改正省令が、同年 5 月 29 日に追加公布されましたが、離島居住者及び継続使用者に対する 2 年間の通信販売を可能とするその場しのぎの内容でした。

これまでの長い歴史の中で、全国の皆さんの治療や健康を支えてきた伝統薬の郵便等販売が認められないということは、販売の多くをこの方法に頼っている日本の伝統薬業者にとっては、倒産の危機に瀕することになるとともに、伝統薬を必要とする皆さんにとっては、その薬を購入することが困難となり、治療や健康回復の機会が奪われることにもなります。

どうか、日本の文化遺産とも言える伝統薬が今後とも存続できるよう、御党のマニフェストに下記の案を主意とした内容を掲げていただき、その実現のためご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 一 伝統薬を保護する法律を立法化する。
- 一 伝統薬を継続して通信販売できるよう、薬事法の改正を行う。
- 一 伝統薬を継続して通信販売できるよう、薬事法施行規則の改正を行う。

以上